地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ 推進のための調査・展開事業

展開事業実証地域 プラン提案の募集要項

令和2年7月 厚生労働省医政局総務課

地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための 調査・展開事業実証地域 プラン提案の募集要項

1. 背景

政府では、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)に掲げられた、2020 年の訪日外国人旅行者数 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額 8 兆円等の実現に向けて様々な取組を進めている。

また、政府の今後1年を目途とした行動計画として策定された「観光ビジョン実現プログラム 2019」(令和元年6月観光立国推進閣僚会議)において、地域の新しい観光コンテンツの開発として、地域の医療・観光資源の活用に取り組むこととしている。さらに、成長戦略 2019 (令和元年6月21日閣議決定)においては、地方の医療資源や温泉等の地域固有の観光資源を活用した海外からの外国人受入れを推進することとされている。

日本の優れた医療サービスと地域の特色を活かした観光要素を組み合わせた 滞在プランを提供し、海外からの外国人受入れを推進することは、地方誘客や旅 行消費額の拡大を進めるとともに、諸外国の国民の健康寿命の延伸に貢献しつつ、 日本の医療技術・サービスの更なる充実に資する新たな観光コンテンツとなるも のと期待される。一方で、こうした事業を将来に渡って発展させていくためには、 地域の関係者の理解の下に進める必要がある。

2. 事業の概要

厚生労働省では、外部機関に委託をして「1.」に示した背景のもと、地域の 医療と観光資源を組み合わせた日本での滞在プランの造成とその実証を行って いる。受託事業者は、地域の団体等からの提案を基に当該地域に即した滞在プラ ンの造成、プランの実施に必要な体制整備の支援及びその実証等を行う。

なお、本事業を実施するに当たっては、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について(平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定、令和元年12月20日観光立国推進閣僚会議一部変更)」に合致する内容に限るものであることに留意すること。

※参考:全体のスキーム

3 実証地域の募集について

令和元年度事業の成果を活用した事業展開及び事業性評価に係る事業の実証地域の募集を行う。

選定された実証地域は、自立的な外国人受入れの取組の実施に当たり、地域の 医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業受託事業者 (以下、「受託事業者」という。)より、コンテンツの開発、医療・観光・行政 の連携体制の構築及び協議会の運営等に係る支援(週次ミーティングによるコン サルティング等)を受けることができる。

具体的には、受託事業者は自律的・持続的な医療渡航事業を構築するために必要な、国内連携体制・外国人受入体制・滞在コンテンツ・海外連携・広報の各観点からの専門的助言(知見提供・コンサルティング)と事業推進支援(計画策定・進捗管理支援)に係る以下の支援を提供する。

※実際に支援する内容、注力内容については、事業者と地域で協議して決定する

- ・ **滞在プランの造成支援**: 顧客インタビューを踏まえた顧客知見の提供と、顧客 ニーズを踏まえたコンテンツプランの造成支援(ワークショップの開催等含む)
- · 体制構築·事業遂行支援:
 - ▶ 活動項目の整理と計画策定:国内外の成功事例から事業に必要な活動項目を整理・定義し、それに基づき事業目標・事業計画の策定を支援
 - ▶ 計画達成に向けた仕組み提供:地域が事業構築に向けた活動を進めるための助言とコーチング、および目標達成に向けた進捗管理支援
 - ▶ 組織能力・スキル向上:新規事業立ち上げ・施策実行に必要な地域関係者の組織能力・スキル向上支援、および必要に応じたトレーニングの提供
 - > 事業性評価:事業実証の計画策定とその実施、評価分析等の支援
- 海外連携体制構築支援:海外連携計画の策定、海外連携構築支援、集患に向けた体制整備支援

また、必要であると認められる場合には、モニターツアーが実施される予定である(実施の有無は受託事業者の判断による)。なお、実証地域が受けられる支援に関しては別添「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業仕様書」も参照のこと。

実証地域選定に当たっての基本となる考え方は以下の通りである。

・ これまでの実績に関わらず外国人の受入れに関して意欲があり、本事業期間 及び事業終了後について自立を志向した積極的な取組が期待できると認められ る提案であること。

- ・ 事業の実施に当たっては、広く地域の関係者の賛同を得ることが必須であることから、単に受入れを行う観光事業者や医療機関のみではなく、行政や医師会など医療関係団体・観光関係団体などが関与するよう体制を構築している、又は構築するための具体的計画があること。ただし、これを前提とした上であれば、提案主体となる者の制限はしない。
- 地域経済や住民への恩恵や利益の還元が期待できること。
- 新型コロナウイルス感染症の流行中は外国人観光客の訪問は限定されることから、その影響を加味するとともに収束後を見越した提案であること。令和元年度事業で実証地域となった地域から応募する場合は、令和元年度に構築された連携体制などを基盤とし、前年度よりも地域での自律的な運営を重視した提案であることや、将来的な事業性確保に向けて更に踏み込んだ実証を行う提案であること(将来の自律運営という目標に対し、昨年度からの進歩がわかるよう

4 評価項目

企画書に記載すること)。

- ※【必須項目】と記載のないものは加点項目。評価に値する記載があるものについて加点をする。
- ※ 各項目について現時点で実績等がない場合も意欲に基づく具体的な計画を持っている場合には評価する。

1 実施体制

- 1.1 医療関係者(外国人受入れ体制整備に意欲のある医療機関等及び市区町村単位以上の医師会など関係団体)、観光関係者(観光事業者、交通事業者、DMO や観光協会等)、行政(地方公共団体の関係部署)の3つの関係者の協力体制(協議会の設置など)が整備されている、又は整備する具体的な計画があること【必須項目】
- 1.2 協力関係を示す申請書(参考様式)の提出があること(任意提出)
- 1.3 本事業のとりまとめや経理処理等を行う事務局が設定されている、又は その具体的な計画があること
- 1.4 既に地域の医療資源・観光資源を活用した外国人受入れの推進に関する 上記3者等による協議会などが開催されている、又はスケジュールや構 成員の案などの具体的な計画があること

2 医療資源

- 2.1 事業の実施に当たって、事業内容が市区町村区域以上の医師会など関係 団体と共有·協議されていること、またはその計画が具体的に示されてい ること【必須項目】
- 2.2 医療資源の活用による地域への正負双方の影響の分析が出来ていること。また、負の影響の対応策について調整ができている、又はその計画が 具体的に示されていること
- 2.3 医療資源の活用における中心となる医療機関が明確な根拠と共に示されている、又はその決定の計画が具体的に示されていること
- 2.4 当該医療機関内での外国人受入れに関する担当が設定されている、又は設定する計画が具体的に示されていること
- 2.5 日本語以外の複数言語に対応できる体制が整備されている、又は整備の具体的な計画があること
- 2.6 別添仕様書4(4)「外国人受入れに有効なサービスツールの実証」において、どのような実証を行うべきと考えるかの提案が具体的に示されていること

3 観光資源*

- 3.1 医療サービスと親和性の高い観光資源を活用する計画があること
- 3.2 医療関係者との連携により、既存の観光資源の新たな活用方法が計画されていること
- 4 観光資源を活かした滞在プラン含む事業計画(所定様式:取組みの背景と目的、 対象国、対象医療サービス、対象観光資源、達成目標、5年収支計画を含む)
 - 4.1 何を目的として事業を行うのかについての目標が明確であること
 - 4.2 医療と観光を組み合わせたプランの実施に取り組むための人材育成が含まれた事業参加計画であること
 - 4.3 事業計画のスケジュールに妥当性があること
 - 4.4 医療部門、観光部門のそれぞれについて、将来的な事業計画の収支計画 に妥当性があること。ただし、公益法人については収支相償となってい ること
 - 4.5 地域経済への波及効果が想定されていること。例えば、一定以上の地元調達率が想定されていること
 - 4.6 既存の形のみならず一定の新規性があること
 - 4.7 公益性に配慮し実証事業の成果や利益を地域住民や保健·医療に還元していく考え方が示されていること

5 対象国と広報・集客

5.1 対象国への認知度向上策、集客策について提案があること(対象国は、中国、ベトナム、インドネシアを基本とするが、その他の国を対象国とする場合、その根拠を示すこと。新型コロナウイルス感染症の国際的な流行中は訪日外国人の減少が見込まれることから、その影響に対応し、かつ、収束後も見越した計画とすること)

6 その他

- 6.1 参加意向のある都道府県又は市区町村の首長による推薦があること
- 6.2 事業の遂行における新型コロナウイルス感染症の拡大防止策について検 討がなされていること

5. スケジュール

以下の通り募集を行う。応募方法の詳細は6(2)を参照すること。

- ・提案書類の提出締切り:令和2年8月24日(月)
- 実証地域の決定:令和2年9月上旬頃を予定
- ※令和元年度実施事業から継続した提案を行うことは差し支えない。

6. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

以下の書類を提出期間内に10部提出すること。また、記入漏れ等無いようにすること。

- ①「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業実証地域企画書」。企画書は、添付の様式を用いて、4.評価項目に沿って作成すること。
- ②その他必要な資料(任意提出)

(2) 応募方法

①提出方法 郵送(及び電子データをメール提出)

②提出期限

令和2年8月24日(月)必着(期限内の到着が確認できる方法を用いて郵送すること。)。また、提出資料一式の電子データを令和2年8月24日(月)16時までにメールにて提出すること。

(提出先メールアドレス) Healthcare Inbound@mckinsev.com

③提出先

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9-10 アークヒルズ仙石山 森タワーマッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社 高井宛 郵送の場合、封筒の宛名面には、「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業 実証地域応募書類」と朱書きにより、明記すること。

(3)選定結果の伝達

受託事業者が設置する選定委員会の審査に基づき事業実施地域を決定の上、 厚生労働省から提案団体に結果を通知する。

(4) 問い合せ先

マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社(本事業受託事業者)

Tel: 03-5562-6643 (直通 担当: 森田)

: 03-5562-2100 (代表)

Fax: 03-5562-2200

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

Tel: 03-5253-1111 (内線 4115、4116、4153、4108)

Fax: 03-3501-2048

以上